

村山市農業委員会総会会議録（第 1 2 回）

1. 日時 令和 6 年 12 月 13 日（金） 午後 5 時 00 分～

2. 会場 第 1 会議室（市役所 2 階）

3. 農業委員の出席者・欠席者名簿及び推進委員の出席者名簿

（1） 農業委員の出席者名簿（18 名）

1 番	石川 賢也	10 番	板垣 厚志
2 番	結城 正志	11 番	海老名正度
3 番	阿部 憲一	12 番	奥山 金弥
4 番	佐藤 善洋	13 番	高谷 太
5 番	門脇 忠教	14 番	高橋 昭
6 番	下山 勝宏	15 番	齋藤 伊美子
7 番	川田 雅紀	16 番	石山 公己
8 番	原田 浩明	17 番	笹原 泉
9 番	太田 一男	18 番	青柳 篤

（2） 農業委員の欠席者名簿（0 名）

—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—

（3） 農地利用最適化推進委員の出席者名簿（0 名）

楯 岡	—	大 倉	—
西 郷	—	大久保	—
富 本	—	戸 沢	—
袖 崎	—	大高根	—

4. 会議日程及び会議に付した案件

議第 52 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議第 53 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について（意見聴取）

議第 54 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について（許可処分）

議第 55 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（意見聴取）

議第 56 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（許可処分）

議第 57 号 村山市農用地利用集積計画について

5. 報 告

報第 32 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報第 33 号 農地転用制限の例外の確認について

報第 34 号 非農地証明願について

6. 会議案件説明のため出席した者の職氏名

事務局長	三澤 智之
局長補佐兼事業推進係長	鈴木 耕哉
農地農政係長	猪藤 潤

7. 会議の書記

農地農政係長	猪藤 潤
--------	------

会 議

(1) 開会 午後 5 時 00 分

(2) 開会のあいさつ

議長(青柳 篤)

今年最後の総会となります。今年は春から秋まで、天候による災害もあった年だった。大変、難儀した年でもあります。来年にむけて、総会前に門脇委員から説明があった「令和 7 年農事気象予測」なども頭に入れながら、心構えをして頂き対応をお願いしたいとも思います。

雪があまり降らないよう、来年が素晴らしい年になりますよう祈念して挨拶とします。

それでは、第 12 回総会を始めます。

(3) 議事録署名委員の選出について

議長(青柳 篤)

議事録署名委員を議長より指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので指名させていただきます。

15 番 齋藤 伊美子 委員、17 番 笹原 泉 委員 を指名します。

それでは、議事に入ります。

(4) 協議事項

議長(青柳 篤)

議第 52 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第 3 条の許可申請は 74 番から 77 番までの 4 件で、所有権の移転が 3 件、使用貸借権の設定が 1 件となります。地目、面積は、田が 8,090 m²、畑が 878 m²の合計 8,968 m²となります。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書及び農地法第3条第2項の調査書に基づき、74番から77番までの案件について、申請土地に係る所有権の移転を詳細に説明した。なお、現地調査(12月4日)を行った結果、農地法第3条第2項調査書のとおり、許可要件を満たしている旨を説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第52号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第53号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について(意見聴取)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第4条の許可申請は、3番の1件で、地目、面積は、田が659㎡になります。詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書に基づき、申請概要、農地の区分、周辺農地等への影響等について詳細に説明した。

(説明内容)

申請番号3番は、申請者が所有する農地を「農家住宅」として整備するため、農地転用をするものです。既存の住宅が、母の介護や農業関係の来客も多く手狭になったため、隣接する農地を宅地として利用するものです。

農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから「第1種農地」に該当しております。住宅その他申請地周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置する場合に該当しており、例外的に許可ができる案件として、立地基準を満たしております。

一般基準の資力につきましては、住宅ローン仮審査結果連絡票の写しで確認しております。

なお、令和6年12月5日付けで農業振興地域の除外の決定がなされている農地であります。

この案件について、12月4日に申請者立ち合いのもと現地調査を行った結果、いずれも排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 53 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 54 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について(許可処分)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

先ほどの転用議案の意見聴取を受けて、許可権者として許可処分するものです。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、説明を行った。

この案件は、12 月 4 日に申請者立ち合いのもと現地調査を行った結果、いずれも排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 54 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 55 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について(意見聴取)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第 5 条の許可申請は、11 番から 13 番までの 3 件で、地目、面積は、田が 1,700 m²、畑が 775 m²、合計 2,475 m²になります。詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書に基づき、申請概要(用途等)、農地の区分、周辺農地等への影響等について詳細に説明した。

(説明内容)

申請番号 11 番は、譲受人が「作業場」を建築するため、所有権を移転するものです。

尾花沢市在住の譲受人が、雪が少なく交通など便利な申請地を購入し、ミシンを使って布製のアクセサリーなどを作成する作業場を設置したいとのことです。

農地区分は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域「第 2 種中高層住居専用地域」が定められていることから「第 3 種農地」に該当しており、立地基準を満たしております。

一般基準の資力につきましては、金融機関の残高証明書で確認しております。

12 番については、農地を「駐車場」として整備するため、所有権を移転するものです。譲受人が経営する医院の駐車場が不足しているための申請であります。

なお、昨年 4 月 17 日付け指令第 15 号により、20 台分の駐車場として転用許可されておりますが、なお不足しているとのことで追加申請するものです。

農地区分は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから「第 1 種農地」に該当しております。住宅その他申請地周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置する場合に該当しており、例外的に許可ができる案件として、立地基準を満たしております。なお、令和 6 年 12 月 5 日付けで農業振興地域の除外の決定がなされている農地であります。

一般基準の資力につきましては、金融機関の預金通帳の写しで確認しております。

13 番については、農地を譲受人の農業経営で不足している「モミ乾燥作業舎、もみ殻置き場、駐車場、雪置場」用地として整備するため、使用貸借権を設定するものです。なお、このたびは、農業経営者が息子さんであるため、親子間で使用貸借権の設定を行います。

農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等であることから「第 2 種農地」に該当しておりますが、隣接する宅地とあわせて利用することから代替性がないと判断されることから立地基準を満たしております。

一般基準の資力につきましては、金融機関の預金通帳の写しで確認しております。

いずれの案件についても、12 月 4 日に申請者立ち合いのもと現地調査を行った結果、いずれも排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 55 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 56 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について(許可処分)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

先ほどの転用議案の意見聴取を受けて、許可権者として許可処分するものです。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、説明を行った。

この案件は、12 月 4 日に申請者立ち合いのもと現地調査を行った結果、いずれも排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 56 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 57 号「村山市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の集積計画は、申請番号 371 番から 484 号までの 114 件で、申請内容は、所有権移転が 7 件、利用権設定の新規分が 5 件、再設定分が 102 件となります。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(鈴木補佐)

議案書に基づき、申請番号 371 番から 484 号までの案件について、農用地利用集積計画総括表・利用権設定各筆集計表を基に、計画の土地、申請人の状況、計画概要について詳細に説明した。また、今回の申請地は農業振興地域内にある農地であり、経営面積、従事日数など旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしている旨を併せて説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入りますが、議事案件の中に委員案件が 3 件あります。

まずは、委員案件 479 番、481 番、484 番を除いた、371 番から 478 番、480 番、482 番から 483 番までの 111 件について審議に入らせて頂きます。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、委員案件を除いた 111 件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 57 号の委員案件を除いた 111 件について、原案の通り可決決定されました。

続きまして、479 番の委員案件 1 件について審議に入りますが、私が構成員となっている団体の案件ですので、議長を代理に交代いたします。

(議長交代)

議長(笹原代理)

暫時の間、よろしく願いいたします。それでは、委員案件の 479 番について審議に入ります。

青柳会長、4 番委員はご退席願います。

(青柳会長、4 番委員 退席)

議長(笹原代理)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(笹原代理)

採決：異議なしの声がございますので、479 番の 1 件について原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(笹原代理)

議第 57 号の 479 番の 1 件について、原案の通り可決決定されました。

青柳会長、4 番委員はご着席ください。委員案件の審議が終了しましたので、議長を会長に交代いたします。

(青柳会長、4 番委員着席)

議長(青柳 篤)

引き続き議事を進行いたします。続きまして、481 番の委員案件 1 件について審議に入ります。5 番委員はご退席願います。

(5 番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、481 番の 1 件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第 57 号の、481 番の 1 件について原案の通り可決決定されました。5 番委員はご着席ください。

(5 番委員着席)

議長(青柳 篤)

続きまして、484 番の委員案件 1 件について審議に入ります。

13 番委員はご退席願います。

(13 番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、484 番の 1 件について、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第 57 号の、484 番の 1 件について原案の通り可決決定されました。

13 番委員はご着席ください。

(13 番委員着席)

議長(青柳 篤)

これで議第 57 号は、原案のとおりすべて可決決定されました。

続きまして、5 の報告に入ります。

(5) 報告

議長(青柳 篤)

報告事項の報第 32 号から報第 34 号まで、事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

報告事項、報第 32 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」、報第 33 号「農地転用制限の例外の確認について」、報第 34 号「非農地証明願について」、本文を朗読し説明した。

(説明内容)

農地法第 18 条第 6 項の合意解約は、申請番号 129 番から 145 番までの 17 件です。

田が 33,393 m²、畑 1,688 m²が合計 35,081 m²となります。解約理由は、貸人の都合によるもの 17 件であります。集積の助成金の返還、離農補償はありません。

農地転用制限の例外の確認については3番の1件で、田605㎡のうち292㎡に移動通信用中継基地局を設置するもので、農地法施行規則第29条第1項第16号の規定に該当するものです。

なお、12月4日に現地調査を行い、周辺農地に影響がないこと等を確認しております。

非農地証明願については、35番から38番までの4件で、台帳地目で田73㎡、畑3,264㎡です。申請内容は、20年以上前から耕作不便などにより農地として利用されず農地性が失われたもの、農地法の理解不足により宅地として利用してしまっていたものです。12月4日の現地調査により、申請人の申し出のとおり、確認しております。

以上、報第32号から報第34号まで、報告いたします。

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので、以上で報告事項を終わります。

(6) 閉会

以上をもちまして、議事の議案第52号から第57号までの6件、報告の報第32号から第34号までの3件について、終了します。

終了 午後5時50分